

退職者の再就職状況について

1 要旨・目的

元職員の再就職について透明性の確保のため、「退職職員の再就職状況の届出及び公表に関する要綱」に基づき、再就職の状況について公表する。

2 現状・背景

- 管理職員（管理職手当の受給者等）であった者については、離職後 2 年間、営利企業等に再就職した場合（報酬を得る場合に限る。）は、再就職状況の届出が必要。
- 届け出た再就職状況は「退職職員の再就職状況の届出及び公表に関する要綱」に基づき、毎年公表。

3 概要

(1) 公表対象者

令和 7 年 7 月 1 日までに、新規の届出があった者

※対象部局：知事部局、上下水道部、議会事務局、行政委員会
（教育委員会、警察本部を除く。）

(2) 公表時点

令和 7 年 7 月 1 日現在

(3) 再就職状況の概要

県出資法人			公益法人等	企 業	合 計
公益法人等	第三セクター	特別法人			
5 人	2 人	3 人	1 5 人	7 人	3 2 人

4 その他（関連情報等）

県ホームページでも公表する。